専門部から

10. 医業経営・福利厚生部

常任理事
医業経営・福利厚生部長
北　野　明　宣

平成7年4月から従前の医業経営部と福利厚生部が統合され、医業経営・福利厚生部となった。初代部長は三宅直樹先生、2代目は鈴木忠男先生、3代目は羽田克己先生、私で4代目となる。それでは、最近の活動状況を医業経営関係と福利厚生関係とに分けて報告したい。

【医業経営関係】

1. 医業経営講習会

昨年度までは医業経営講習会を道内各地で開催してきたが、本年度から年1回テレビ会議システムを利用して行うことにした。初めての試みとなった今回は、11月18日（土）午後4時から日本医師会総合政策研究機構の主席研究員 前田由美子氏を招き、札幌後楽園ホテルをメーン会場に小樽市・室蘭市・岩見沢市・北見・帯広市の5医師会へ中継した。

講演内容は、骨太の方針への対応、国民医療費の現状、診療報酬改定の影響、療養病床見直しの問題点、そして今後の課題について、各種データを基に明快に解説いただいた。

社会保障費の伸びと国債発行残高には全く相関がなく、国が設定する各種の加算や係数などに依存した医業経営は、いっきに梯子をはずされる危険性が存在する。また景気が上向いているので、医療費の取り合いから、財源の拡大を考えることに発想の転換をと前向きな考え方を示す一方、医業経営に当たっては、エリア人口の将来推計などを基にした中長期計画を立て、事業環境を把握することが大切であることを強調していた（本紙17ページ詳報）。

2. 患者接遇に関する研修会

平成14年度から『患者接遇に関する研修会』を道内8ブロックで開催し、同一講師による研修は平成17年度で一応終了した。本年度からは講師・内容を一新し、平成21年度まで各ブロックで開催する予定となっている。

衣替えをした本年度は、会員およびその医療機関に勤務する職員を対象に4カ所で開催し、患者自身の満足度を高めるためにはどうしたらよいか、職場環境の向上のためにはどうしたらよいかなど、ワークショップ的な要素を取り入れ行われた。開催状況等は、表のとおりであるが、4カ所で平均300名弱の受講者があり関心の高さが窺えた。

開催日時	対象医師会（会場）	医療機関数（件）	受講者数（名）	講師
8月30日(水) 18：30～20：30	釧路市・釧路国・根室市外三郡（釧路全日空ホテル）	33	283	㈲ピーエスアップ代表 設楽　幸子
9月7日(木) 18：30～20：20	函館市・渡島・桧山・北部桧山（ホテル函館ロイヤル）	66	408	〃
9月14日(木) 18：30～20：20	岩見沢市・空知南部・夕張市・三笠市・美唄市・滝川市・赤平市・芦別市（岩見沢平安閣）	25	196	〃
9月21日(木) 18：30～20：15	小樽市・寿都・羊蹄・岩内古宇郡・余市（小樽市医師会館）	50	262	〃
合計		174	1,149	

3. 税制改正要望

日本医師会は、毎年『医療に関する税制に対する意見』および『医療に関する税制改正要望 重点項目』を与党税制調査会、政府税制調査会、自民党有力国会議員に対し強く要望しており、当会も、8月に北海道医師連盟推薦の国会議員に対し働き掛けを行った。要望事項の主たるものは、消費税の『ゼロ税率ないし軽減税率による課税制度に改める』ことであるが、事業税非課税措置の存続も含め国会議員だけでなく関係方面へ適時要望している。なお、日本医師会新執行部では関係各方面に、より理解を得てもらうために従来使用していた『損税』という用語を『控除対象外消費税』に改めた。

【福利厚生関係】

福利厚生関係では、各種保険等の取扱いを行っているので簡単に紹介したい。

- **会員共済**：年会費12,000円で、弔慰金・傷病見舞金・火災見舞金・災害見舞金などの給付金がある。A会員は全員加入で、B・C会員は任意加入。
- **グループ保険**：本会が契約者となっている団体定期保険（生命保険）で、死亡保険金（または高度障害）最高4,000万円、オプションとして三大疾病・入院保障がある。
- **団体月掛生命保険**：個人保険を団体扱いにすることにより保険料の割引がある。現在、日本生命をはじめ12社と団体契約を締結している。
- **医師賠償責任保険**：個人診療所・病院、法人診療所・病院、介護老人保健施設、勤務医用がある。
- **介護保険サービス事業者（障害福祉事業を含む）賠償責任保険**：医療法人等が付帯業務として行う事業所用の保険。
- **個人情報漏えい保険**：平成17年4月1日から全面施行された個人情報保護法に対応した事業所用の保険。
- **集団扱自動車保険**：個人掛けの保険料から約5％の割引となる（ただし、年払いのみ）。
- **特約融資制度**：運転資金・開業資金・子弟教育資金などの融資を低金利で行う制度で、現在、9行と契約を締結している。

以上が、保険等の概略である。このほかにも、日本医師会の医師年金、医賠責特約保険なども取り扱っている。

なお、グループ保険は、昭和32年に制度発足以来、最高保険金額の引上げなど数度にわたる改正を行い現在に至っている。

平成15年に基準加入率が50％から35％に引き下げられたが、金融庁から「加入率算定を厳格に行うこと」が指導され、それを受けて幹事会社である明治安田生命保険相互会社から「向こう3年間の間に基準加入率（35％）を達成しなければ最高保険金額を7割（2,800万円）に減額しなければならない。また、配当率も下がる」との申し入れがあった。すなわち、平成18年の更新時に基準加入率をクリアしなければ減額等の適用になるということであった。

しかし、幹事会社が示す基準加入率算定方式に疑問を感じ、再三にわたり異議申し立てをした結果、当方の言い分が通った。今年の更新時においては、平成17年度に行った新規加入者増強キャンペーンの成果も加わり35.5％と辛うじて基準加入率をクリアできたが、キャンペーンは現在も継続中である。

今後、基準加入率35％を安定した形でクリアしていくためには加入者を増やさなければならないが、このグループ保険を会員にとってさらに魅力のある制度にするために今年の5月、飯塚会長から次のとおり諮問がなされた。

諮　　問

医業経営・福利厚生事業等検討委員会委員長　様

北海道医師会会員福利厚生事業の大きな柱の一つであるグループ保険を、より魅力ある制度として安定的に運営できるよう、制度内容全般について検討されたい。

平成18年5月20日

北海道医師会長
飯　塚　弘　志

早速、諮問にそって検討委員会を3回開催し鋭意検討を重ねてきたが、最終的には平成19年1月20日の委員会において答申書を作成する運びとなっている。

最後に、昨今の生保・損保業界では、保険金の不払いなどで新聞紙上を賑わしているが、昨年業務停止命令を受けたグループ保険の幹事会社である明治安田生命には、今回の制度見直しに際し、協定書・約款等々の文言・表現に曖昧な点が多いので、現在是正等について強力に申し入れをしている。

また、最近保険金の不払いが報じられた損保ジャパンについては、所得補償保険で当会関係分が2件あるとの報告を受け、不払いが妥当かどうか早急に事実を調査するよう申し入れをしているところであり、今後とも、会員が不利益を蒙ることがないよう、関係各社に対しては毅然たる態度で対応することとしている。

お知らせ

第41回北海道ドクターズゴルフ大会 開催のお知らせ（予告）

標記大会を、釧路市医師会の担当で下記のとおり開催することになりましたので、多くの会員にご参加いただきたく、ご案内申し上げます。

【前夜祭】

日　　時　平成19年6月23日(土)
午後6時30分～午後8時

会　　場　釧路全日空ホテル
(釧路市錦町3-7　TEL0154-31-4111)

【大　会】

日　　時　平成19年6月24日(日)
午前7時スタート

会　　場　釧路カントリークラブ
(阿寒郡鶴居村下幌呂
TEL　0154-24-6755)

競技方法　18ホールズストロークプレイ
(アンダーハンディ)

競技資格　北海道医師会員で公式ハンディを有する者

参加申込　北海道医報3月1日号および4月1日号附録の「参加申込書」でお申込ください。

宿　　泊　宿泊につきましては、観光シーズンでもあり、宿泊施設の斡旋が困難ですので、各自にてお早目の手配をお願いいたします。

そ の 他　ご不明な点がありましたら、大会事務局までご連絡願います。

連 絡 先　〒085-0836
釧路市幣舞町4-30
釧路市医師会内
北海道ドクターズゴルフ大会事務局
(担当：寺田・寺島)
TEL　0154-41-3626
FAX　0154-41-1116